

改正

平成18年3月31日告示第78号
平成18年11月1日告示第212号
平成25年4月1日告示第116号
平成27年2月19日告示第33号
平成28年3月31日告示第88号
令和5年3月17日告示第66号

檜原市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者（認知症の65歳以上の者をいう。）、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るため、当該要支援者に係る後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の制度（以下「成年後見制度」という。）の利用に対する支援（以下「支援」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく審判の請求（以下「審判の請求」という。）及び審判の請求に要する費用（以下「申立費用」という。）の助成

(2) 前号の審判の請求により選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬に係る費用（以下「報酬費用」という。）の助成

(審判の請求の対象者)

第3条 市長は、要支援者が次の各号のいずれにも該当する場合で、本人の保護のために支援を行うことが特に必要であると認めた者（以下「対象者」という。）の審判の請求を行うものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 配偶者若しくは2親等内の親族がいない、又はこれらの親族がいても音信不通の状況にあるなどの事情を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族の所在が明らかな場合で、その者から審判の請求をすることが期待できるときは、市長による審判の請求は行わないものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同号に掲げる者とみなす。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居している者であって、同条に規定する住所地特例対象施設への入所又は入居の直前において本市の住民基本台帳に記録されていた者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設への入所の直前において本市の住民基本台帳に記録されていた者

(3) 前2号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として助成をすべきと市長が認める者
(申立費用の助成)

第4条 市長は、対象者の審判の請求を行う場合は、申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他審判の請求に要する申立費用を支出するものとする。

2 市長は、審判の結果、成年後見人等が選任されなかったとき、又は成年後見人等が選任された場合であって、当該審判の対象者が、申立費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあるときは、前項の申立費用を助成するものとする。

3 市長は、審判の結果、成年後見人等が選任された場合であって、当該審判の対象者が、成年後見制度の利用が困難な状況に該当しないときは、第1項の申立費用を当該選任された成年後見人等に請求するものとする。

(報酬費用の助成)

第5条 市長は、市が行った対象者の審判の請求により成年後見人等が選任された場合であって、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）が本市の住民基本台帳に記録されている者であって、報酬費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあるときは、当該報酬費用を助成するものとする。この場合において、報酬費用に係る助成の額は、家庭裁判所が報酬付与の審判をした成年後見人等の報酬の額とし、助成額の上限は、成年被後見人等1人につき、成年被後見人等の生活の場が在宅の場合にあつては月額30,000円、在宅でない場合にあつては月額18,000円を上限とする。

2 報酬費用の助成の対象となる期間は、成年被後見人等が本市の住民基本台帳に記録されている期間とする。

3 市長は、報酬費用の助成を受けている成年被後見人等に、次の各号のいずれかにより報酬費用の支払能力が生じたときは、当該能力に応じて報酬費用に係る助成の額を変更し、又は助成を廃止するものとする。

(1) 本人の資産状況の変化

(2) 心身の状況の変化

(報酬費用助成の申請)

第6条 前条第1項に定める報酬助成を受けようとするときは、成年後見人等の報酬助成申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 申請者は、前項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 対象者が、報酬費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあることを示す書類

(2) 報酬付与の審判決定書の写し

(3) 成年後見人等の登記事項証明書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(報酬費用助成の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、成年後見人等の報酬助成決定通知書（様式第2号）により、決定内容を申請者に対して通知するものとする。

(報酬費用助成の請求)

第8条 前条の規定により助成金の助成決定を受けた者は、成年後見人等の報酬助成請求書（様式第3号）により、助成金を請求することができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、詐欺その他不正の手段により、第4条又は前条の助成を受けた者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成18年3月31日告示第78号）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成18年11月1日告示第212号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成27年2月19日告示第33号）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月31日告示第88号）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月17日告示第66号）

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の樞原市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

年 月 日

樞原市長 宛

申請者（成年後見人等）

氏 名

住 所

電話番号

成年後見人等の報酬助成申請書

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、助成資格認定に関して、対象者の収入の状況等必要な情報を関係機関において調査確認されることに同意します。

記

対象者 (成年被後見人等)	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
助成に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

(添付書類)

- (1) 対象者が、報酬費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあることを示す書類
- (2) 報酬付与の審判定定書の写し
- (3) 成年後見人等の登記事項証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

指令第 号
年 月 日

様

樞原市長

成年後見人等の報酬助成決定通知書

年 月 日付で申請のあった下記対象者の成年後見人等の報酬助成申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

申請者（成年後見人等） 氏 名			
対 象 者 氏 名			
決定内容	<input type="checkbox"/> 助成	助 成 額	円
		助成期間	年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 不支給	理 由	

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、樞原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、樞原市を被告として（訴訟において樞原市を代表する者は樞原市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

樞原市長 宛

請求者 (成年後見人等)

氏 名

住 所

成年後見人等の報酬助成請求書

年 月 日付指令第 号で決定のあった成年後見人等の報酬助成金について、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

ただし、対象者 (成年被後見人等) 様分

期間 年 月 日～ 年 月 日 として

(振込先)

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所
預金の種類	1 普通預金 2 当座預金 3 その他 ()	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		